

## 「未来に向けた保育施策のあり方」に関する保護者説明会 次第

日時：令和元年9月25日（水）

午後6時から午後7時

場所：東尾久保育園ホール

- 1 開会
- 2 出席職員紹介
- 3 「未来に向けた保育施策のあり方」に関する説明
- 4 質疑応答
- 5 閉会

### メモ欄

--

令和元年 9 月 18 日

東尾久保育園保護者各位

荒川区子育て支援部保育調整担当課長

「未来に向けた保育施策のあり方（案）」に関する保護者説明会の開催について

日頃より荒川区の保育行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

荒川区では、区における保育に関する現況と課題を踏まえた「未来に向けた保育施策のあり方（案）」を策定し、保育施設が質の高い保育サービスの提供に向けて役割を果たしていくために、区内を地域（エリア）で分け、各地域の中核を担う「拠点園」を選定することで、各保育施設との連携を図っていくこととなりました。また、「拠点園」以外の区立保育園（東尾久保育園他 3 園）については、民間活力の積極的な活用の観点から、段階的に民営化を進めていくこととしております。

なお、各園の具体的な民営化スケジュールは、保護者の方への配慮や保育園を運営する法人の準備期間などを考慮し、社会情勢の変化等による保育需要の動向や園を取り巻く状況等を勘案しながら検討していきます。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、お忙しいところ恐れ入りますが、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

1 日 時

令和元年 9 月 25 日（水） 午後 6 時から午後 7 時まで（予定）

2 場 所

東尾久保育園ホール

3 内 容

（ 1 ）「未来に向けた保育施策のあり方（案）」の策定について

（ 2 ）質疑応答

荒川区子育て支援部保育課保育管理係

【担当】 古谷

電話 03-3802-3111（内線 3828）

# 未来に向けた保育施策のあり方（案）

荒川区

令和元年 月

## 【目次】

はじめに	・・・	1
1 荒川区の保育に関する現況と課題	・・・	2
（1）待機児童解消に向けた保育施設整備		
（2）保育サービスの実施状況		
（3）保育施設への巡回指導		
（4）子育て家庭への支援		
2 保育施設が今後果たしていくべき役割	・・・	5
（1）保育サービス充実に向けた連携強化		
（2）保育の質の確保・向上		
（3）地域の子育て拠点としての役割		
3 役割を果たしていくための体制	・・・	6
（1）現在の体制		
（2）今後目指していく体制		
（3）地域（エリア）の設定及び拠点園の設置		
エリアの設定		
各エリアの状況		
拠点園の選定		
【拠点園配置エリア図】		
4 取組の方向性	・・・	14
（1）拠点園の体制強化		
（2）拠点園を中心としたエリアネットワークの連携強化		
（3）保育の質の確保・向上に向けた取組		
（4）地域の子育て拠点としての支援		
5 区立保育園の民営化等	・・・	16
（1）区立保育園の民営化		
（2）民営化のスケジュール		
（3）財源・人員の活用		

## 《はじめに》

荒川区では、子育て世代の方が安心して子どもを産み、育てられるまちの実現を目指し、保育園の新設や保育定員拡大のほか、全認可保育園における延長保育の実施や特別支援児の受入れ、在宅育児支援を支える一時保育室や地域子育て交流サロンの増設など、保育サービスの充実に努めてまいりました。

しかし、社会・産業構造の変化や就労形態の多様化等による保育需要の増加に加え、医療的ケア児受入れの必要性や発達障がい児への対応など、保育ニーズの多様化が一層進んでおります。更に、核家族化や地域コミュニティの希薄などの環境変化に伴い、子どもと家庭に関する相談が増加し、その内容も複雑化・困難化していることから、子どもを守るための相談・援助体制の一層の充実も喫緊の課題となっております。そうした中、平成 28 年の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所を設置することが可能となったことを受けて、区では、令和 2 年度中の児童相談所の開設を目指して、鋭意準備を進めております。

こうした状況を踏まえ、今後の保育施策については、引き続き待機児童の解消や様々な保育ニーズへの対応に加え、保育施設を、在宅育児家庭を含む全ての子育て世代が悩みや不安を気軽に相談することができる地域の子育て拠点としていくことが必要です。

本文では、今後も継続的・安定的な保育サービスの提供に加え、保育を取り巻く様々な課題への確に対応するため、保育施設の役割を改めて整理するとともに、区内を地域（エリア）で分け、効率的・効果的に保育サービスを提供できるよう各地域の中核を担う拠点園を中心に保育施設の連携を図っていくこととしています。また、拠点園以外の区立保育園（注）については、民間活力の積極的な活用の観点から、段階的に民営化し、保育施策の拡充を図ってまいります。

保護者の方をはじめ、区民の皆様に対しましては、今後とも丁寧な情報提供や説明に努め、荒川区の未来に向けて保育事業の充実に取り組んでまいります。

（注）荒川区が設置・運営している公設公営保育園であり、区立こども園及び指定管理施設である公設民営保育園を除きます。以下、「区立保育園」については、特段の記載が無い限り、区立こども園及び公設民営保育園を除く公設公営保育園を指します。

令和元年 月

## 1 荒川区の保育に関する現況と課題

### (1) 待機児童解消に向けた保育施設整備

荒川区においては、南千住地域や日暮里地域を中心としたマンション開発等により、就学前児童数と認可保育園申込者数（保育需要）が右肩上がりで増加してきましたが、平成29年度以降は就学前児童数、認可保育園申込者数ともに減少傾向にあります。

待機児童数についても、平成29年の181人をピークに2年連続で減少し、平成31年4月現在の待機児童数は45人となっております。地域別の待機児童数については、日暮里地域の待機児童数が11人と最も多く、次いで尾久地域が10人となっております。

今後は、地域ごとの保育需要の動向をより一層注視した保育施設整備の方向性を定めていくことに加え、急増している保育施設の連携・協力が課題となっております。

#### 【就学前児童数等の推移（単位：人、各年4月1日現在）】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
就学前児童数	9,230	9,607	9,926	10,188	10,285
認可保育園申込者数	902	1,063	1,100	1,197	1,228
入園不承諾者数	195	272	321	347	278
不承諾者数のうち認証 保育所入所者等	146	223	282	301	241
待機児童数	49	49	39	46	37
保育定員数	3,653	3,846	4,071	4,221	4,566

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成21年-31年の増減数(人) 増減率(%)
10,362	10,473	10,684	10,692	10,550	10,466	1,236(13.4%)
1,260	1,344	1,483	1,609	1,525	1,466	564(62.5%)
219	303	406	420	277	260	65(33.3%)
211	255	242	239	197	215	69(47.3%)
8	48	164	181	80	45	4(8.2%)
4,919	5,150	5,305	5,589	5,891	6,077	2,424(66.4%)

認可保育園（実施定員） 認証保育所（認可定員） 家庭福祉員（認可定員）の合計

【保育施設数の推移（単位：園、各年4月1日現在）】

区 分	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
認可保育園	4 6	5 2	5 9
認証保育所	1 1	1 1	1 1
グループ型	2	2	-
合計	5 9	6 5	7 0

グループ型2園は平成31年4月から小規模保育へ移行

【地域別待機児童数（単位：人、平成31年4月1日現在）】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
南千住地域	0	8	0	0	0	0	8
荒川地域	0	8	0	0	0	0	8
町屋地域	0	8	0	0	0	0	8
東尾久地域	0	8	0	0	0	0	8
西尾久地域	0	2	0	0	0	0	2
東日暮里地域	0	3	0	0	0	0	3
西日暮里地域	0	8	0	0	0	0	8
計	0	4 5	0	0	0	0	4 5

(2) 保育サービスの実施状況

区では、多様化する保育ニーズに対応するため、「一時保育（一時預かり）」や「病児・病後児保育」等の保育サービスの導入及び実施園の拡大を図ってきました。

今後は、たんの吸引・経管栄養等を必要とする子どもである医療的ケア児や発達障がい児など特別な配慮が必要な子どもへの対応等が課題となっています。

【保育サービスの実施状況】

平成31年4月現在

保育サービス内容	実施状況 (認可保育所)	備考
延長保育		全園
緊急一時保育		受入れ可能園にて実施
一時保育（一時預かり）		23園
病児・病後児保育		3園
地域子育て交流サロン		8園
年末保育		各園にて実施
特別支援児（心身障害児）の受入れ		全園
医療的ケア児の受入れ	×	-

23園中、専用スペースで実施しているのは13園

### (3) 保育施設への巡回指導

区では、平成 15 年度から認可外保育施設を含む保育施設への巡回指導を段階的に実施し、指導・助言を行っています。

今後は、近年の保育施設の急増により、効率的・効果的な巡回指導の実施に向けた体制整備が課題となっています。

#### 【保育施設巡回指導実施回数】

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	備考
認可保育所	-	80	74	H29 年度より巡回開始
地域型保育事業	-	3	16	H29 年度より巡回開始
認証保育所	119	135	122	
家庭福祉員 グループ型含む	156	117	135	
その他認可外保育施設	27	25	12	
合計	302	360	359	

### (4) 子育て家庭への支援

各保育園では、園児の保護者に加え、在宅育児家庭も含めた子育て家庭からの相談に対応し、子育て全般に関する悩みや不安の解消に努めています。しかし、子育てに関する相談内容は複雑化・深刻化しており、区に寄せられる児童虐待相談件数も増加傾向にあります。

区での児童相談所の開設も見据え、虐待を未然に防ぐ予防的な取組や子育て家庭への支援をより一層強化するために、区立保育園が中心となって児童相談所等との連携を強化し、行政機関としての組織力を発揮していく必要があります。



## 2 保育施設が今後果たしていくべき役割

区ではこれまで、保育需要の増加に対応するため、保育定員の拡大に向けた保育施設の整備を積極的に推進してきました。平成 31 年 7 月現在、区内の保育施設（地域型保育事業・認定こども園、認証保育所含む）は 71 施設あり、うち区立保育園は 12 園、区立こども園が 1 園、指定管理者が運営する公設民営が 8 園となっています。一方で、社会福祉法人や株式会社等が設置・運営する私立保育園は、認定こども園、小規模保育等を含め平成 31 年 7 月現在 39 園で、10 年前に比べ 6 倍以上に急増しています。また、認証保育所は 11 園、家庭福祉員は 23 人となっています。

今後、効率的な保育施設の運営を継続していくためには、引き続き民間活力の活用の観点による私立保育園等の更なる整備に加え、区立保育園の民営化も検討していく必要があります。今後開設する新規園も含め公立私立問わず全ての保育施設が協力・連携し、質の高い保育サービスの提供に取り組んでいかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、今後、保育施設では主に以下の役割を果たしていきます。

### （1）保育サービス充実にに向けた連携強化

地域における保育の課題解決のためには、地域内の保育施設がより一層連携を強化することが必要です。各園のノウハウ等を共有し、地域全体の保育サービス向上を図っていきます。

### （2）保育の質の確保・向上

保育施設に対する指導・管理体制の強化や、医療的ケア児や発達障がい児など特別な配慮が必要な子どもへの対応などを進め、保育の質の確保・向上を図ります。

### （3）地域の子育て拠点としての役割

保育施設が、在宅育児家庭を含めた全ての子育て世代への支援を行う地域の子育て拠点としての役割を果たしていきます。

また、区での児童相談所の開設も見据え、虐待を未然に防ぐ予防的な取組として、支援が必要な家庭の早期発見と継続的な支援の実施を進めます。

### 3 役割を果たしていくための体制

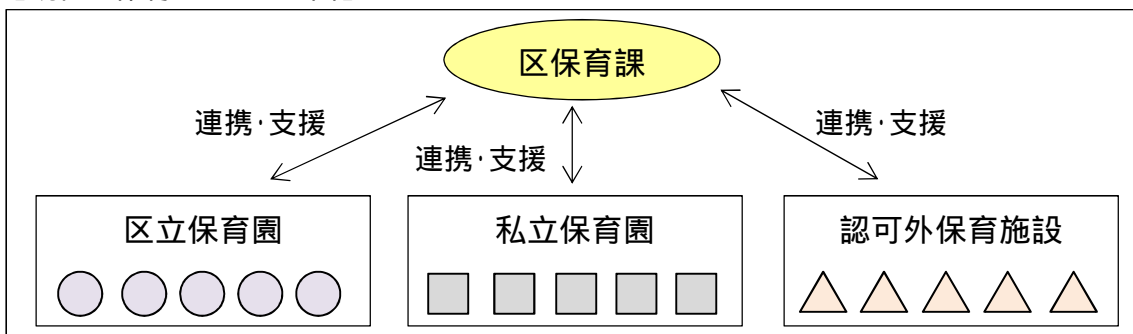
保育施設が質の高い保育サービスの提供に向けて役割を果たしていくためには、多様化する保育ニーズに対し迅速な対応が可能な連携体制を整備することが必要です。

今後は、現在の体制を踏まえ、各地域の保育施設との連携・支援が可能な体制づくりを進めていきます。

#### (1) 現在の体制

現在、区では、保育課が私立保育園開設の支援を含む保育施設の整備推進を図るとともに、保育園に対する適正な運営及び保育サービスの質の向上に向けた指導検査や巡回指導を実施しております。また、区立園長会、私立園長会、認証保育所連絡会等の場を設けることで、各保育園同士の連携と情報共有を図っています。

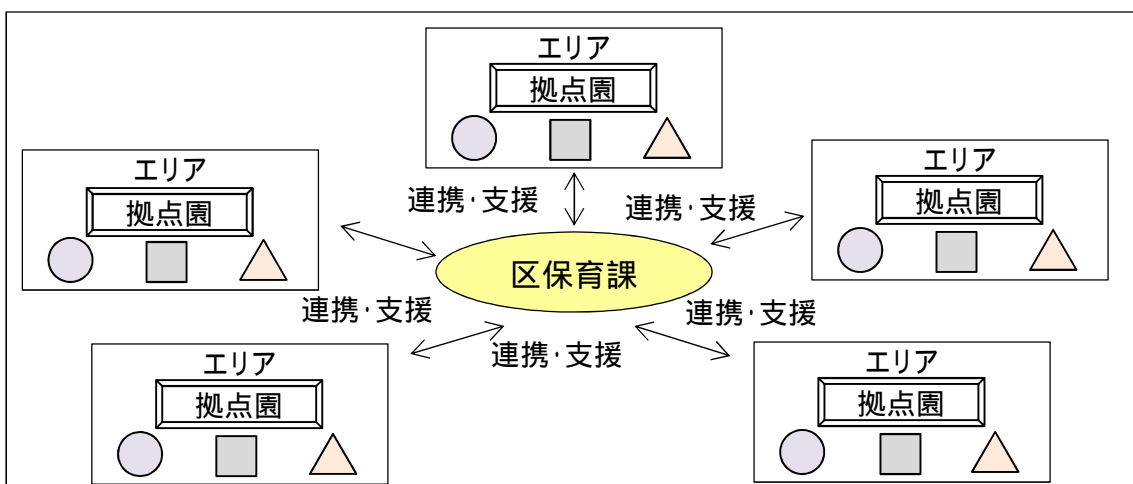
【現在の体制のイメージ図】



#### (2) 今後目指していく体制

保育ニーズの増大や多様化への適切な対応とともに保育の質の向上を図っていくためには、これまで以上に保育施設同士の連携を強化することが必要です。今後は、これまでの区立保育園、私立保育園、認可外保育施設それぞれの連携に加え、エリア単位で区立私立等の垣根を越えて連携することができる体制を構築していきます。あわせて、児童相談所との連携の役割を区立保育園が担い、虐待防止に向けた連携体制を強化していきます。

【今後目指していく体制のイメージ図】



### (3) 地域(エリア)の設定及び拠点園の設置

私立保育園を中心に保育施設が増加している状況下で、保育施設が効率的・効果的に役割を果たしていくためには、地域の実情に応じたきめ細かい連携を図っていくことが必要です。

そこで、区内をエリア単位に細分化した上で、各エリアに地域ネットワークの中核となる「拠点園」を設置し、この拠点園が中心となって保育施設を支援・調整する協働体制を構築していきます。

なお、拠点園以外の区立保育園については、民間活力の積極的な活用の観点から段階的に民営化し、財政負担の軽減により生まれる財源や人員を活用して、保育施策のさらなる拡充を図ります。

#### エリアの設定

荒川区の地域に応じて5つのエリアを設定し、各エリア内に所在する保育施設同士のネットワーク化を図ります。

#### 【各エリア及び対象園】

エリア		対象園			
		区立保育園		私立保育園	認定こども園 地域型保育事業 認証保育所 家庭福祉員
No	地域	公設公営	公設民営	民設民営	
	南千住	・第二南千住 ・汐入こども園 区立こども園	・南千住さくら ・南千住 ・南千住七丁目 ・汐入とちのき ・はなみずき	・おひさま ・コピブサ 南千住 ・ういず南千住駅前 ・太陽の子わかば ・ぼけっとランド 南千住瑞光 ・ピノキオ幼児舎南千住 ・にじの樹 ・にじの森	・細田保育室 ・家庭的保育室スノードロップ ・ぼけっとランド 南千住 ・家庭福祉員2名
	荒川	・三河島 ・荒川 ・荒川さつき		・キッズ あおぞら ・仁風 ・ドンホースコ ・まなびの森保育園町屋	・おはな保育室 ・かがや ・家庭福祉員4名
	町屋	・原		・町屋 ・グローバルキッズ 町屋 ・ういず町屋 ・上智厚生館 ・尾久隣保館	・ワタハ学園 ・かや ・家庭福祉員1名
	尾久 (東尾久) (西尾久)	・東尾久 ・熊野前 ・西尾久みどり ・西尾久	・小台橋 ・上尾久	・あい・あい保育園新三河島 ・至誠会第二 ・小台ここわ ・子供の家愛育	・MIRATZ東尾久 ・みるく ・あぶりこつとナリ ・あつぶる園 ・家庭福祉員4名
	日暮里 (東日暮里) (西日暮里)	・第二東日暮里 ・ひぐらし ・西日暮里	・夕やけこやけ	・東日暮里わんぱく ・ういず東日暮里 ・グローバルキッズ 東日暮里園 ・ホッラー東京東日暮里園 ・あい・あい保育園西日暮里一丁目園 ・日暮里 ・グローバルキッズ 日暮里駅前 ・日暮里さらさら ・上智聖ラザ ・まなびの森保育園西日暮里 ・まなびの森保育園三河島	・かんかんもり ・フランス 保育園 ・ハロフランス 保育園 ・花さと ・キッズステーションのびのび ・キッズガーデン ・なかよし ・家庭福祉員12名
	計	13	8	32	18

各エリアの状況

各エリアの状況を考慮し、エリアの核となり他の保育施設を支援・調整する役割を担う拠点園の選定を検討します。

【 南千住エリア】

	No	園名	区分	0歳児保育	延長保育	保育定員(人)
区立 保育園	1	第二南千住	公設公営			137
	2	汐入こども園	区立こども園			130
	3	南千住さくら	公設民営			110
	4	南千住	公設民営			159
	5	南千住七丁目	公設民営			151
	6	汐入とちのき	公設民営			110
	7	はなみずき	公設民営			150
	小計			7	7	947
私立 保育園 等	8	おひさま	私立			48
	9	コンビプラザ南千住				41
	10	ういず南千住駅前				60
	11	太陽の子わかば				25
	12	ぼけっとランド南千住瑞光		-		121
	13	ピノキオ幼児舎南千住				20
	14	にじの樹				160
	15	にじの森			162	
	16	細田保育室	家庭的保育		-	5
	17	家庭的保育室スノードロップ	家庭的保育		-	5
	18	ぼけっとランド南千住	認証保育所			40
	家庭福祉員 2名		家庭福祉員			6
	小計			10	9	693
	合計			17	16	1,640

< 南千住エリアのポイント >

- ・南千住エリアは18の保育園があり、保育定員の総数は1,640人
- ・公設公営の区立保育園は、第二南千住の1園
- ・第二南千住は0歳児保育と延長保育を実施しており定員100人以上の園

【 荒川エリア】

	No	園名	区分	0歳児保育	延長保育	保育定員(人)
区立 保育園	1	三河島	公設公営			120
	2	荒川	公設公営			96
	3	荒川さつき	公設公営			110
	小計			3	3	326
私立 保育園等	4	キッズ あおぞら	私立			75
	5	仁風				110
	6	ドンボスコ				191
	7	まなびの森保育園町屋				60
	8	おはな保育室	家庭的保育			5
	9	かがや	認証保育所			18
		家庭福祉員 4名	家庭福祉員			14
	小計			6	6	473
	合計			9	9	799

< 荒川エリアのポイント >

- ・荒川エリアは9の園があり、保育定員の総数は799人
- ・公設公営の区立保育園は、三河島、荒川、荒川さつきの3園
- ・三河島と荒川さつきは0歳児保育と延長保育を実施しており定員100人以上の園

【 町屋エリア】

	No	園名	区分	0歳児保育	延長保育	保育定員(人)
区立 保育園	1	原	公設公営			105
	小計			1	1	105
私立 保育園等	2	町屋	私立			150
	3	グローバルキッズ町屋				60
	4	ういず町屋				60
	5	上智厚生館				210
	6	尾久隣保館				190
	7	ワタナベ学園		認定こども園		
	8	かがや	認証保育所			19
	家庭福祉員 1名	家庭福祉員			4	
	小計			7	7	787
	合計			8	8	892

< 町屋エリアのポイント >

- ・町屋エリアは8の園があり、保育定員の総数は892人
- ・公設公営の区立保育園は、原の1園のみ
- ・原は0歳児保育と延長保育を実施しており定員100人以上の園

【 尾久（東尾久、西尾久）エリア】

	No	園名	区分	0歳児保育	延長保育	保育定員（人）
区立 保育園	1	東尾久	公設公営	-		89
	2	熊野前	公設公営			104
	3	西尾久みどり	公設公営	-		74
	4	西尾久	公設公営	-		76
	5	小台橋	公設民営			150
	6	上尾久	公設民営			100
	小計			3	6	593
私立 保育園等	7	あい・あい保育園新三河島園	私立			75
	8	至誠会第二				160
	9	小台ここわ				69
	10	子供の家愛育				102
	11	MIRATZ東尾久	認証保育所			22
	12	みるく	認証保育所			22
	13	あぶりこっとナーサリー	認証保育所			20
	14	あっぷる園	認証保育所			19
		家庭福祉員 4 名	家庭福祉員			14
		小計			8	8
	合計			11	14	1,096

<尾久（東尾久、西尾久）エリアのポイント>

- ・尾久エリアは14の園があり、保育定員の総数は1,096人
- ・公設公営の区立保育園は、東尾久、熊野前、西尾久みどり、西尾久の4園
- ・熊野前は0歳児保育と延長保育を実施しており定員100人以上の園
- ・西尾久は令和2年度中に区立宮前公園内に移転し、その後準備・引継ぎ期間を経て民営化する予定

【 日暮里（東日暮里、西日暮里）エリア】

	No	園名	区分	0歳児保育	延長保育	保育定員（人）	
区立 保育園	1	第二東日暮里	公設公営			116	
	2	ひぐらし	公設公営			100	
	3	西日暮里	公設公営			138	
	4	夕やけこやけ	公設民営			156	
	小計			4	4	510	
私立 保育園等	5	東日暮里わんぱく	私立			102	
	6	ういず東日暮里				72	
	7	グローバルキッズ東日暮里園				80	
	8	ポポラ東京東日暮里園				63	
	9	あい・あい保育園西日暮里一丁目園				50	
	10	日暮里				150	
	11	グローバルキッズ日暮里駅前				50	
	12	日暮里きらきら				50	
	13	上智聖ローザ				102	
	14	まなびの森保育園西日暮里				60	
	15	まなびの森保育園三河島				60	
	16	かんかんもり		小規模保育	-	-	12
	17	フレンズ保育園		小規模保育		-	15
	18	ハロフレンズ保育園		小規模保育		-	13
	19	花さと	認証保育所			30	
	20	キッズステーションのびのび	認証保育所			19	
	21	キッズガーデン	認証保育所			19	
	22	なかよし	認証保育所			19	
		家庭福祉員 12名		家庭福祉員			37
		小計			17	15	1003
		合計			21	19	1,513

< 日暮里（東日暮里、西日暮里）エリアのポイント >

- ・ 日暮里エリアは22の園があり、保育定員の総数は1,513人
- ・ 公設公営の区立保育園は、第二東日暮里、ひぐらし、西日暮里の3園
- ・ 第二東日暮里と西日暮里は0歳児保育と延長保育を実施しており定員100人以上の園
- ・ ひぐらしは西日暮里駅前再開発の事業区域内にあるため、将来転園等の可能性有

## 拠点園の選定

各エリアの保育施設数や定員数、その他の状況を考慮し、当面の間以下のとおり拠点園を選定・設置することとします。

施設数、認可定員ともに多い 南千住、 尾久、 日暮里エリアには各 2 園の拠点園を設置し、 荒川、 町屋エリアには各 1 園の拠点園を設置します。南千住地域の区立保育園は第二南千住の 1 園のみのため、第二南千住と荒川地域の荒川さつきの 2 園を南千住地域の拠点園とします。

拠点園に選定していない区立保育園については、民間活力の積極的な活用の観点から、段階的に民営化を進めていきます。

なお、保育需要や各エリアの保育施設の状況に応じて、今後、私立保育園を含む新たな拠点園の選定や拠点園数の適正化を検討していきます。

### 【拠点園の選定】(当面)

エリア		区立保育園	園数	拠点園	園数	エリアネットワークの規模	
						計	
No	地域					施設数	1 保育定員(人)
	南千住	・第二南千住	1	・第二南千住 ・荒川さつき	2	18	1,640
	荒川	・荒川さつき ・三河島 ・荒川	3	・三河島	1	9	799
	町屋	・原	1	・原	1	8	892
	尾久 (東尾久) (西尾久)	・東尾久 ・熊野前 ・西尾久みどり ・西尾久	4	・熊野前 ・西尾久みどり	2	14	1,096
	日暮里 (東日暮里) (西日暮里)	・第二東日暮里 ・ひぐらし ・西日暮里	3	・第二東日暮里 ・西日暮里	2	22	1,513
合計			12		8	71	5,940



【拠点園配置エリア図】



## 4 取組の方向性

荒川区子ども・子育て支援計画に定める基本理念「みんなで支え合い 未来への夢と希望に満ちあふれた子どもたちの笑顔でいっぱいのもち あらかわ」の実現のため、今後も、区立保育園、区立こども園、公設民営保育園、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、家庭福祉員等の保育施設が協力し合い、一体となって保育施策に取り組みます。

具体的には、主に以下の取組を実施していきます。

### (1) 拠点園の体制強化

拠点園を地域の保育施設の中核と位置付け、担当係長及び担当職員を配置し、他の保育施設を支援・調整する役割を担うことで、保育施設の連携体制を構築していきます。

### (2) 拠点園を中心としたエリアネットワークの連携強化

拠点園が地域の保育ネットワークの核となり、地域内のすべての保育施設と連携しながら、地域全体の保育サービスの充実に努めます。

#### 【具体的な取組】

##### ネットワーク会議の実施

地域内の保育施設における保育士等の資質・専門性向上を図るため、拠点園が中心となって、地域内の保育施設が集まるネットワーク会議を実施します。会議では、保育活動やプログラムの好事例の共有や地域ならではの課題解決に向けた協議を行い、地域全体の連携強化を図っていきます。

##### 公開保育・合同研修の充実

拠点園が主体となって、外部の有識者や他の保育施設等の第三者の視点で保育の状況を評価・研究する公開保育を実施します。あわせて、エリア内の保育施設が参加する合同研修を実施し、地域全体のレベルアップを図っていきます。

### (3) 保育の質の確保・向上に向けた取組

保育施設に対する指導・管理体制を強化し、保育サービスの一層の充実に図ります。

また、関係機関と連携して、障がいや疾病等により特段の配慮を必要とする子どもへの対応・受入れを進め、保護者の就労を支える体制づくりを推進します。

#### 【具体的な取組】

##### 巡回訪問の実施

巡回体制の強化に向けて、拠点園が地域内の保育施設への巡回訪問を実施します。あわせて、拠点園が地域内の保育施設からの相談に応じることができる体制を整備し

ます。

#### 特別な配慮が必要な子どもへの対応

病児・病後児保育事業を実施している保育園への支援により、病気または病気回復期の子どもへの対応の充実を図ります。

また、医療的ケア児や発達障がい児など特別な配慮が必要な子どもに対する保育サービスの検討を進めます。

あわせて、拠点園に保育コンシェルジュ等を派遣し、区本庁舎以外でも保育サービスに関する相談ができる体制を整備します。

#### (4) 地域の子育て拠点としての支援

保育に対する地域の理解を深めるための地域住民との相互交流の推進や、子育て家庭への支援事業の実施により地域の子育て拠点としての役割を果たしていきます。

また、児童虐待の予防や早期発見・対応に向けて、関係機関と協働・連携しながら、早期の対応と継続的な見守り・支援を行います。

#### 【具体的な取組】

##### 地域・異世代間交流事業の実施

保育園の子どもと地域の方との交流事業や異世代間交流を実施し、地域の保育に対する理解促進を図ります。

あわせて、防災訓練をはじめとした地域の各種イベントに参加することで地域との交流を図り、地域との信頼関係を築きます。

また、保育現場の実態や魅力を広く伝えるため、小学生、中学生、高校生等の学生と保育園との交流を行います。

##### 支援が必要な家庭の早期発見及び対応

児童虐待の予防や早期発見に向け、研修等による職員の専門性向上を図るとともに、児童相談所や子ども家庭支援センター等の関係機関と協働・連携を密にし、支援が必要な家庭の早期発見と継続的な支援に努めます。

特に、区立保育園が中心となって、児童相談所と行政機関同士の迅速な連携を図っていきます。

## 5 区立保育園の民営化等

### (1) 区立保育園の民営化

3で示したとおり、当面、拠点園以外の区立保育園（荒川、東尾久、西尾久、ひぐらし）については、段階的に民営化していきます。

民営化の形態については、社会福祉法人等の運営事業者を公募により選定することとします。

### (2) 民営化のスケジュール

区立保育園の民営化にあたっては、保護者への配慮や保育園を運営する法人の準備期間などを考慮したスケジュールで行うこととします。

各園の具体的な民営化スケジュールは、社会情勢の変化等による保育需要の動向や園を取り巻く状況等を勘案しながら検討していきます。

### (3) 財源・人材の活用

今後、拠点園として取組を実施していくためには、必要な人員を配置するとともに、事業実施のための財源が必要となります。その財源と人員については、今後段階的に実施していく拠点園以外の区立保育園の民営化により生じる財源と人員を職員の退職や新規採用に関する計画との整合性を勘案しながら活用することで、体制整備を図っていきます。